

不法投棄廃棄物撤去事業等補助金について

住民生活課

4月1日より「北栄町不法投棄廃棄物撤去事業等補助金交付要綱」が施行されましたのでお知らせします。

○目的

- ・町民の生命、財産、健康への悪影響を防止
- ・新たな不法投棄の抑止及び景観の保全
- ・環境意識の啓発

○対象

私有地及び自治会所有地において、

1. 投棄者が不明である不法投棄廃棄物の撤去等を実施する場合
2. 投棄者が判明している場合で、投棄者に撤去等を行わせることが困難と町長が認めるものについて自治会が撤去等を実施する場合

※ただし、クリーン作戦等に対応可能な軽微なものについては対象外です。

○条件

1. 申請者自ら撤去作業を実施すること
2. 同一の土地での補助事業は、年度につき一度

○補助率

- (1) 運搬車両、重機等の借上げ等に要する経費 → 1/2
- (2) 撤去した廃棄物の処分に要する経費 → 10/10

※上記(1)と(2)の合算後、1,000円未満を切り捨て

補助金についてのご不明な点や、不法投棄に関するご相談は、
住民生活課生活環境室(電話:37-5866)までお問い合わせください。